


Supporting your growth

Firm News Vol. 124 October 2021



Contents

- **【法改正】脳・心臓疾患の労災認定基準の見直しについて**
- **【法改正】退職所得課税の見直しについて**

 **EPCS EP Consulting Services Corp.**

Social Insurance Consulting Firm EOS



➤ 【法改正】脳・心臓疾患の労災認定基準の見直しについて

2021年9月14日、新たな、脳・心臓疾患の労災認定基準が厚生労働省より公表されました。今回の見直しは、2001年に行われた認定基準の見直しから20年が経過する中で、働き方の多様化や職場環境の変化が生じていること等を考慮し実施されました。

認定基準改正のポイント等は、以下の通りとなります。

改正のポイント

- ① 長期間の過重業務の評価に当たり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化
- ② 長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因を見直し
- ③ 短期間の過重業務、異常な出来事の業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化
- ④ 対象疾病に「重篤な心不全」を追加

改正の概要

● 業務の過重性の評価

改正前の基準を維持

長期間の過重業務

労働時間

- ・ 発症前1か月間に100時間または2～6か月間平均で月80時間を超える時間外労働は、発症との関連性は強い(※)
- ・ 月45時間を超えて長くなるほど、関連性は強まる
- ・ 発症前1～6か月間平均で月45時間以内の時間外労働は、発症との関連性は弱い

労働時間以外の負荷要因

- ・ 拘束時間が長い勤務
- ・ 出張の多い業務 など

新たに認定基準に追加

長期間の過重業務

■ 労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化

左記(※)の水準には至らないがこれに近い時間外労働

+ 一定の労働時間以外の負荷

} 業務と発症との関連性が強いと評価することを明示

■ 労働時間以外の負荷要因を見直し

- ・ 勤務間インターバルが短い勤務
 - ・ 身体的負荷を伴う業務 など
- } 評価対象として追加

短期間の過重業務・異常な出来事

■ 業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化

→ 「発症前おおむね1週間に継続して深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合」等を例示

● 対象疾病：認定基準の対象疾病に「重篤な心不全」を追加



➤ 【法改正】退職所得課税の見直しについて

2022年1月より、退職金を計算する際の源泉所得税の計算の基礎となる退職所得金額の計算方法が変更となります。

■ 改正前の概要

退職所得の金額は、その年中に支払を受ける退職手当等の収入金額から、その人の勤続年数に応じて計算した退職所得控除額を控除した残額の2分の1に相当する金額とされています。

【退職所得の金額の計算方法】 $(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得の金額}$
 注) 勤続年数が5年以下の役員等の退職手当等については、「2分の1課税」を適用しないこととされています。

■ 改正の内容

短期退職手当等に係る退職所得の金額については、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされました。

- ① その短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下である場合
 … その残額の2分の1に相当する金額
- ② 上記①に掲げる場合以外の場合
 … 150万円とその短期退職手当等の収入金額から300万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した残額との合計額

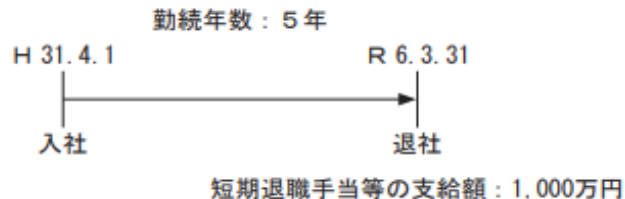
【短期退職手当等に係る退職所得の金額の計算方法】

(イ) 収入金額－退職所得控除額 ≤ 300万円	(ロ) 収入金額－退職所得控除額 > 300万円
$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$ = 退職所得の金額	$150\text{万円}^{(※1)} + (\text{収入金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額}))^{(※2)}$ = 退職所得の金額
	(※) 1 300万円以下の部分の退職所得の金額 2 300万円を超える部分の退職所得の金額

※) 短期退職手当等とは、退職手当等のうち、退職手当等の支払をする者から短期勤続年数 勤続年数のうち、役員等以外の者として勤続年数が5年以下の者をいいます。)に対応する退職手当等として支払いを受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

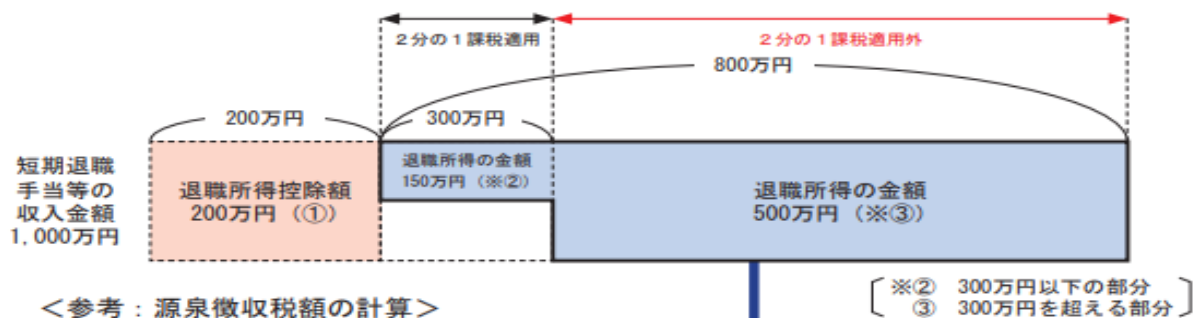


例) 短期退職手当等に係る退職所得の金額の計算方法



【短期退職手当等に係る退職所得の金額の計算方法】

$$\underbrace{150\text{万円}}_{\text{②}} + \{ \underbrace{1,000\text{万円}}_{\text{短期退職手当等の収入金額}} - \underbrace{(300\text{万円} + 200\text{万円})}_{\text{① 退職所得控除額 (40万円} \times \text{勤続年数5年)}} \} = \underbrace{650\text{万円}}_{\text{②+③ 退職所得の金額}}$$



<参考：源泉徴収税額の計算>

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{退職所得の金額} \\ 650\text{万円} \\ \text{(②+③)} \end{array} \right\} \times 20\% = 130,000\text{円}$$

$$130,000\text{円} - 427,500\text{円} = -297,500\text{円}$$

$$-297,500\text{円} \times 102.1\% = -303,822.5\text{円} \Rightarrow 890,822.5\text{円} \Rightarrow 890,822\text{円}$$

< 1円未満端数切捨て >

(源泉徴収税額)

本紙に関するお問合せ、人事労務に関するご相談等は、
下記までご連絡ください。
(2021年11月号から2022年1月号につきましては、
弊社の都合により休刊とさせていただきます。)

社会保険労務士法人EOS
東京都港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル5階
TEL: 03-4577-1802 FAX: 03-4577-1898
E-mail: accounting@epcs.co.jp
URL: <http://www.epcs.co.jp>